医薬用外毒物劇物危害防止規定（例示）

１　目的

　この規定は、当社における毒物劇物の管理責任体制を明確にすることによって、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

２　当社従業員の任務

　当社従業員は、この規定に定める毒物劇物の取扱い、保管管理に注意し、危害の防止に努めなければならない。

３　管理体制

1. 毒物劇物取扱責任者

毒物劇物の適正な取扱い、保管管理を確保するため毒物劇物取扱責任者を設置する。

取扱責任者は、〔（氏名）　　　　　　　　〕とする。

1. 社内連絡体制

ア　管理組織図

* + - 1. 取扱責任者は、毒物劇物の取扱い等に関し、必要な指示を従業員に与える。
      2. 各従業員は、取扱責任者の指示に従い、必要な助言及び報告をする。

　　　　イ　緊急連絡網

下記緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際に、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。

警察署　　　TEL（　　　）

消防署　　　TEL（　　　）

保健所　　　TEL（　　　）

事故

災害　発見者

盗難

取扱責任者

（氏名　　　　　）

連絡

指示

経営者

（氏名　　　　　）

指示

通報

連絡

※休日、夜間の際の緊急連絡

　　　緊急連絡先　　　　　　　　　　TEL（　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL（　　　　　）